

習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準（第3条―第6条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準（第7条―第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、条例に委任された基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第2条 法第34条第2項の規定による条例で定める特定教育・保育施設及び法第46条第2項の規定による特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次章及び第3章に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）で定める基準をもって、その基準とする。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

（緊急時等の対応）

第3条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、府令第18条の規定に基づき連絡を行う等の必要な措置を講じるほか、必要に応じて市に当該事実及び講じた措置について報告しなければならない。

（運営規程）

第4条 特定教育・保育施設が規程に定めておかなければならない事業の運営についての重要事項は、府令第20条各号に定めるもののほか、習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第5条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について、府令第32条第3項の規定に基づき記録をするほか、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告しなければならない。

(記録の整備)

第6条 特定教育・保育施設が整備しておかなければならない支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録は、府令第34条第2項各号に定めるもののほか、規則で定める。

2 前項及び府令第34条第2項各号に規定する記録の保存期間は、規則で定める。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

(緊急時の対応)

第7条 特定地域型保育事業所の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているとときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、府令第50条の規定により準用する府令第18条の規定に基づき連絡を行う等の必要な措置を講じるほか、必要に応じて市に当該事実及び講じた措置について報告しなければならない。

(運営規程)

第8条 特定地域型保育事業者が規程に定めておかなければならない事業の運営についての重要事項は、府令第46条各号に定めるもののほか、習志野市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第9条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について、府令第50条の規定により準用する府令第32条第3項の規定に基づき記録するほか、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告しなければならない。

(記録の整備)

第10条 特定地域型保育事業者が整備しておかなければならない支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する記録は、府令第49条第2項各号に定めるもののほか、規則で定める。

- 2 前項及び府令第49条第2項各号に規定する記録の保存期間は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

- 2 府令附則第5条の規定にかかわらず、特定地域型保育事業者は、連携施設を確保するものとする。この場合において、市長は特定地域型保育事業者の連携施設の確保が円滑に行われるよう、必要な措置を採らなければならない。